協議第６１号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成１５年　7月　2日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

地方税の取扱いについて
４町で差異のある税制については、次のとおりとする。 （１）固定資産税の国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税制度は、現在この制度を適用している施設について平成20年度まで継続し、その翌年度から廃止する。 （２）入湯税は、合併時に入湯者１人１日につき、施設での利用料金5,000円以上150円、施設での利用料金5,000円未満100円とする。ただし、平成20年度までの間、入湯者１人１日につき、施設での利用料金3,000円未満の場合は70円とする。また、課税免除は、合併時に修善寺町の例により統一し、「利用料金が１人1,000円未満の入湯者」を加える。 （３）督促手数料は、１通につき100円とする。

平成１５年　　月　　日 確認